

2022年10月吉日

お客様各位

仙南信用金庫

「当座預金規定」の改定について

平素より仙南信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、2022年11月に電子交換所を設立することを決定し、電子交換所設立以降は、全国各地に設置されている現在の手形交換所は廃止となり、原則すべての手形・小切手が電子データで交換を行う電子交換所での取扱いに変更されます。

これに伴い当金庫は、2022年11月4日（金）に「当座預金規定」を下記のとおり改定することとしましたので、お知らせいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

今後とも、お客さまにご満足していただける金融サービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定

当座預金規定

（㊦当座勘定規定（専用約束手形口用）約束手形用法、為替手形用法、小切手用法を含む）

※改定後の規定は、改定日以降に「預金規定等の電子化について」ページに掲載します。

3. 改定内容

電子交換所への移行に伴い、「手形、小切手の支払い」、「手形、小切手用紙」、「印鑑照合等」の各条項のほか、これに付随する「約束手形用法」、「為替手形用法」、「小切手用法」について改定します。

また、電子交換所へ全面移行され、個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱いが廃止されることから、「個人信用情報センターへの登録」にかかる条項を削除します。

※詳細につきましては、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

仙南信用金庫 事務部 事務管理課

0224-24-3082

※平日9:00~17:00（土日祝日を除く）

新旧対照表 当座預金規定

下線部が改定箇所です。

●当座勘定規定（専用約束手形口用）も同様の改定を行います。

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第7条(手形・小切手の支払) (1) ～略～ <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます) があります。</u> <u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>第8条(手形・小切手用紙) (1) ～ (3) ～略～ <u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>第7条(手形・小切手の支払) (1) ～略～ 新設 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条(手形・小切手用紙) (1) ～ (3) ～略～ 新設 (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 新設 新設</p> <p>第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>

<p><u>削除</u></p> <p>第<u>28</u>条(成年後見人等の届出)</p> <p>第<u>29</u>条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第<u>30</u>条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>第<u>31</u>条(休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>第<u>32</u>条(規定の変更)</p>	<p>第<u>28</u>条(個人信用情報センターへの登録) 個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヶ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押・仮差押・支払停止・破産等信用欠如を理由として解約された時 2. 手形交換所の取引停止処分を受けた時 3. 手形交換所の不渡報告に記載された時 <p>第<u>29</u>条(成年後見人等の届出)</p> <p>第<u>30</u>条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第<u>31</u>条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>第<u>32</u>条(休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>第<u>33</u>条(規定の変更)</p>
--	---

※上記は改定部分のみを記載しています。

新旧対照表 約束手形用法

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>4. (1) ~略~</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字 1, 2, 3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u></p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用して下さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) ~略~</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字 1, 2, 3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u></p> <p>新設</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用して下さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届印を捺印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 (新設)

	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

新旧対照表 為替手形用法

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>5. (1) ~略~</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字 1, 2, 3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、その終わりには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用して下さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) ~略~</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字 1, 2, 3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、その終わりに「※」、★などの終止符を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾等改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>新設</p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用して下さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届印を捺印してください。</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧(新設)

	1			2				3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100			1,000			10,000						
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

新旧対照表 小切手用法

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>4. (1) ~略~</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字 1, 2, 3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u></p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用して下さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字 1, 2, 3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、その終わりに「※」、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾等改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>新設</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用して下さい。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届印を捺印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧(新設)

	1		2				3		4			5		6		7			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。